

# 外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)に関する院内掲示

当院は、厚生労働省の定める施設基準を満たし、地方厚生局長に届け出た上で「外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」を算定しております。

本評価料は、医療従事者の確保および処遇改善(賃金の引上げ)を図ることを目的として、令和6年(2024年)度の診療報酬改定において新設されたものです。

当院におきましては、本評価料の算定に伴い、対象となる職員(看護師、医療事務、その他コメディカル等)に対して、計画的な賃金改善(ベースアップ等)を確実に実施してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 【算定対象】

- 外来診療を受診される患者様(初診時・再診時等)
- 在宅医療(訪問診療等)を受けられる患者様

令和8年5月1日

医療法人寛恵会がんクリニックららぽーと福岡

院長 坂口恭平